

大阪市立男女共同参画センター西部館

利用料金制の導入にともなう手続き等について

クレオ大阪西指定管理者

令和2年4月1日付けで大阪市立男女共同参画センター条例及び施行規則の改正が施行されます。同日以降に使用申請をされた施設の料金は利用料金として各館の指定管理者が収納することとなります。これにともない、施設の利用に関する手続き等を下記のとおり変更させていただくこととなりました。

ご利用の皆様にはこれまでと変わらずクレオ大阪西をご愛顧いただきますよう、どうぞよろしくお願いたします。

● 施設及び附属設備の利用料金

変更はありません（令和3年1月以降に改定する予定です）

条例の改正により使用料金制から利用料金制に移行となりますので、令和2年4月1日以降に使用申請をされた施設及び附属設備の利用料金は、指定管理者の収入となります。

※令和2年3月31日までに使用申請をされた令和2年4月1日以降の使用料は、改正前の規定が適用されるため、指定管理者から大阪市へ納付します。

● 利用料金の支払期限

(新) [申請日が令和2年4月1日以降]

(現行) [申請日が令和2年3月31日まで]

期 間	支払期限	期 間	納付期限
申請日の翌日から起算して使用日までの期間が4週間を超える	申請日の14日後	申請日から起算して使用日前日までの期間が1月以上	申請日の13日後
上記以外の場合	使用日当日 (使用前)	申請日から起算して使用日前日までの期間が1月未満	申請日の6日後
		申請日から起算して使用日まで7日以内	使用日当日 (使用前)

● 使用申込をキャンセルした場合の利用料金の還付

(現行どおり)

施設	使用許可の取消を申し出た日	還付の金額
研修室・会議室・多目的室・クラフト調理室	使用日の1月前の日まで	全額
参考 こども文化センター ホール（前 西部館ホール）	使用日の3月前の日まで	全額
	使用日の1月前の日まで	半額

※こども文化センターと一体的に使用するために使用申請をされたクレオ大阪西研修室等については、ホールの場合と同じです。

● その他

- ・使用申込の受付開始日、抽選会の実施方法は現行どおりです。